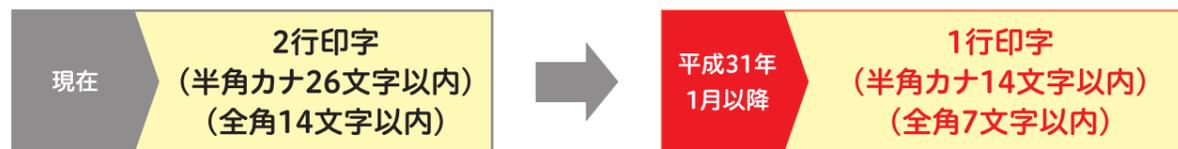


4 ご預金について

普通預金・当座預金・貯蓄預金等

通帳の摘要の表記が変更となります

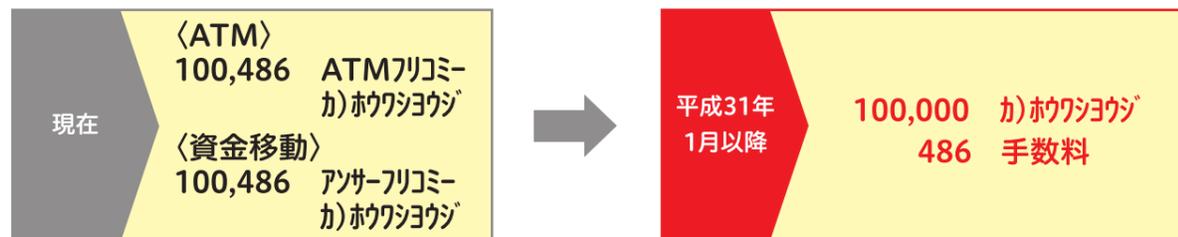
■ 通帳に印字する摘要文字数



※印字可能文字数を超える文字は表示されません。

■ ATM及びインターネットバンキングでお振込みを行った場合の摘要印字

【例】(株)ほうわ商事へ10万円お振込みした場合の摘要印字



※依頼人名のみの印字になります。
※お振込金額と手数料が分かれて2行で印字されます。

■ 給与(賞与)振込の摘要印字



※上記事例はお勤めの企業がデータ伝送サービスを利用して給与(賞与)を振込みされた場合です。

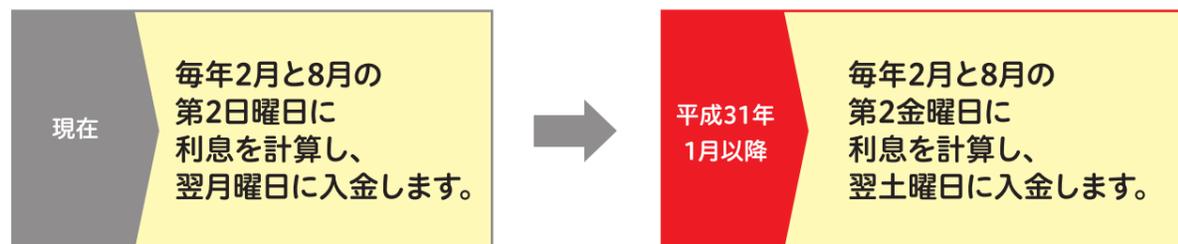
※会社名が印字されなくなります。

利息決算日が変更になります

■ 対象商品

普通預金(総合口座貸越を含む)、納税準備預金、貯蓄預金、外貨普通預金

■ 変更内容

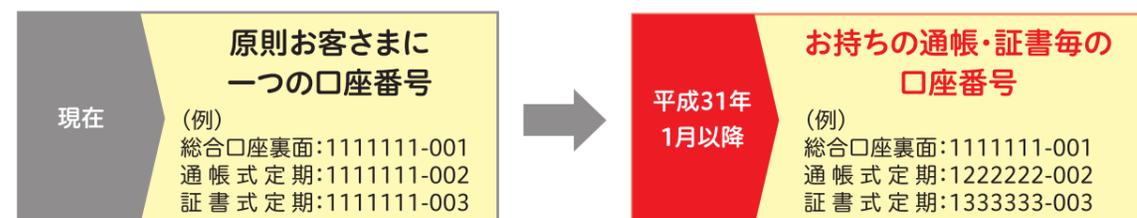


※貸越利息は貸越元金に組入れとなります。

※貸越利息は貸越元金に組入れとなります。

定期預金・積立定期預金・定期積金

定期預金の口座番号の取扱いが変更となります



システム移行に先立ち、複数の通帳・証書をお持ちのお客さまは、平成30年2月に、当行よりご案内のうえ定期預金の口座番号を通帳・証書毎に変更させていただいております。

また、平成30年2月の処理では、満期日・残高等の契約内容については変更はありませんので、お手元の通帳・証書は満期日までお持ちいただけます。

中途解約・満期繰越などの際は、定期預金の登録ご印鑑をご持参のうえ窓口にお申出ください。

自動積立において、口座振替日が月末かつ銀行休業日の場合の取扱いが変更になります

■ 対象商品

積立定期預金、定期積金

■ 変更内容

口座振替日が月末かつ銀行休業日の場合、口座振替日は以下のとおり変更になります。



積立定期預金の預入明細の印字方法が変更になります

■ お預入れ日(ご継続を含む)とお預入れ期間が同一の積立定期預金の明細が複数存在する場合は、1つの明細におまとめさせていただきます。

(例) 毎月25日に1万円を自動積立している場合

ご継続いただいた積立定期預金明細(取扱番号001)とお利息に新たに自動積立いただいた1万円を合わせて新しい積立定期預金明細(取扱番号037)としてお預かりさせていただきます。

【取扱番号037の内訳】

①ご継続いただいた積立定期預金	10,000円
②ご継続いただいた積立定期預金のお利息	100円
③新たに自動積立となった積立定期預金	10,000円
新しくお預かりさせていただく明細(①+②+③)	20,100円

【通帳表示イメージ(積立定期預金)】

年月日	取引	お支払金額	お預り金額	お預り金残高	店舗号
1	31-01-25 001	ご新規	10,000	10,000	
2	31-02-25 002		10,000	20,000	
3					
4					
5					
18					
19					
20	33-12-27 036		10,000	360,000	
21	34-01-25 001	10,000	ご継続お支払い	350,000	
22	34-01-25 037		自動積立	370,100	
23					
24					

※お支払いの際も明細毎の金額となりますのでご注意ください。

サービスの一時休止について

通帳・証書のお取扱いについて

ATMについて

「預金に関する」

「融資について」

インターネットバンキング等について

口座振替について

その他